# 21世紀の課題としての「異文化間教育」

# バーバラ・ドリンク

体がグローバリゼーションと異文化間性という課題にculturalism)」が特に重視され始めたのは一九六〇年代であり、外国からの労働者移入に関係していた。当時のあり、外国からの労働者移入に関係していた。当時の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)に南ヨーロッパやトルコ西ドイツの学校制度は解体されて西ドイツの教育制度に合わせて再編された。こうして、ドイツの教育制度に合わせて再編された。こうして、ドイツの教育制度に合わせて再編された。こうして、ドイツの教育制度に合わせて再編された。こうして、ドイツの教育制度に

異種混交性(heterogeneity)」「国際化(internationalization)」「素として「移民/越境移動(migration)」「不均質性/言葉として「移民/越境移動(migration)」「不均質性/のき合うことになったのである。このような過程を経向き合うことになったのである。このような過程を経

# 移民者教育の変遷

使われるようになっている。

とりわけ「異文化間性/相互文化性

(interculturality)」 が

九六〇年代に労働者移入が始まったとき、民主主

が 沢 道主義 を置い イデンティティを重視しない移住先文化との一体化〕に力点 移住先への適応〕 関して多くの支援が行われた。 同 8 さまざまなサービスを実行した。 を施したりした。 伝ったり、 展開されたのである。 Ī. な資金援助を受けていたおかげで、 文化イベン 0 無償 地帯 〔移民者の文化的アイデンティティを保持したままでの たものであった。 的 人間 のド ド を中心に、 ١, イツ人教師に外国人支援のための 観に基づ イツ語研修、 より また、 その ú 多彩な外国 他 いてい 諸大学においても、とくにソー そして、これらは行政 同化 成人教育用の諸機関に 外国人のための社会教育に ドイツ人と移民者による共 たもの (assimilation)」〔移民者の これらの たとえば外国 人教育 の、 ドイツの 取り組みは人 ブ 統 П 合 ジ (integra-エ 大 か 人 お 再 都 b 0 教 ク 13 1 市 潤 た 7 育

> ての それらを担当するソーシャルワーカーの大多数がド 方に基づいて行われてきている。 それが教育システムに及ぼした影響によるものである。 会が増 スキャ というよりも、 ルチャー教育(文化交差的教育/異文化体験教育)」の考え ヤ 今日まで、 た。 個別指導や講習会が、 ル その後、 ンプは大部分が異文化体験プロジェクト 加しなかったのは、 ワ ĺ ク 青少年への支援事業は主に 0 移民者の「統合」に焦点を定めた政策や、 こうした外 実践 研究 の なか 移民を規制する政策 玉 今日よりも幅広く行われ ]人教育 で、 ユースクラブとユ 外国 0 ため 人教育 一クロ 0 企 ス 次の結 画 だ や 0 カ 機 7

担

ており、

彼らは外

国

人労働者の子ども

の宿題 グル

を手

1

プ

が

この移民者教育は主に民間の自主的

を教育システムに導入して外国人労働者

時的ゲスト労働者)

の家族

の流入に対応した。

11

(ガストアルバ

義

0

側

0 ディイ

 $\dot{y}$ 

[西ドイツ]

は、

い

わ

いゆる

移

民者教育

シ

人の 状況は不安定である。 とが多い ツ人であるという事実は、 教育専門家や教師 ため、 問題があると考えられる。 はどうかとい 彼らに異文化経 ・えば、 彼ら 験がな 方、 0) 雇 玉 用

なことに、

移 応募・ ならない

13 わ

教師 なけ

は

れば

格を取ることができる者は、きわめて限られているのとはめったにない。つまり、彼らの中で正式な教員資く者はごく少数であり、そのため大学に進学できるこ

である。

習得 ツ国籍ないし永住権をもつ〕永続的な同胞として受け入れ 帰させようというものだったからである。 語を保持するよう望んでいた。というのは、ドイツ語 子どもたちとその親族に対して、彼ら自身の文化と母 議が調整する〕。当時の教育政策は現代以上に、移民者の 州ごとに文部大臣がいるため、ドイツ全体の文教政策を同会 イツでは文化・教育行政の権限(文化高権)が各州にあり、 題に関する各州共通の意思決定ができる機関である〔ド ために支援すべきであると勧告した。 部大臣会議は、 はただ彼らの子どもたちの就学義務を定めただけであ ドイツへの外国人労働者流入の 基本の考え方は、 促進のためのさまざまな支援が行われていた一方 一九六四年にようやく、 外国人の子どものドイツ語能力向上の 外国人労働者を彼らの母国に復 西ドイツの常設各州文 初期には、 同会議は教育問 彼らを 教育行政

をドイツにうまく統合することだからである。

複数の文化的アイデンティティの競合ではなく、彼らていない。なぜなら、今の政治が目指している目標は、ための一連の教育支援を彼らの母国語で提供するさまための一連の教育支援を彼らの母国語で提供するさまための一連の教育支援を彼らの母国語で提供するさまがない。なぜなら、今の政治が目指している。また、「バイエルン州やノルトライン=ヴェストファーレンバイエルン州やノルトライン=ヴェストファーレンバイエルン州やノルトライン=ヴェストファーレン

移民者家族の少年なのである。

ることを特別に重視してはいなかったのである。

を想定している。これは、

社会統合への彼らの意欲と

はや利用できない。

合理念」

は、

移民労働者がド

イツに永住すること

# 移民者教育に関する諸理念

同

しているものを、 民 一政策にお け ふたつのカテゴリーに分類してみる。 る教育理念について、 それらが目指

ローテーショ ン原則」 あるいは 「帰国の選択

2 統合理念

予定の L も提供されている。 たちのためのものが多かった。このような支援は現在 かでもギリシャ人、 そのために、さまざまな週末の補習授業が行われ、 レッスンを通して、それぞれの母国語を学習させ 子どもたちに、公立学校での補講や民間教育施設での 母国に戻ることを想定しており、 ながら、 口 ーテーション原則」は、 日本人の子どものためのものなどである。 九七〇年代のような広範なサービスは イタリア人、 たとえば、 外国人労働者が数年後に 数年後に親が帰国 スペイン人の子ども 帰国に備えて、 その しか [する

> 第一言語は常にドイツ語でなければならないのである。 せる場合にのみ意味があると見なされる。 母国語学習促進は、 応すべきであるというのである。 移民者はホスト国 宗教的、 ているのは「完全なる同化」である。つまり、文化的 ない」と考える人々がいるからである。 政治家の中には なぜなら、 合モデルは、 イデンティティを保護することも求める。こうした統 化能 力を高めるよう促す一 イデオロギー的アイデンティティについて、 政治家 大きな政治的議論を引き起こしてい 「統合は、 移民者の言語スキル全体を向上さ ―とくに伝統的価値観にこだわる **一ここではドイツ** ほどほどにしなけ 方で、 統合理念においては 移民者の文化的 彼らが目指 その場合も ―に完全に順 ればなら

てい 絶が を強調して、 している。どちらの原則も、 ッシャーをかける。 た結果とは正反対である。すなわち、 絶えず引き起こされるのである。 ふたつの文化のどちらかを選ぶようプレ その結果、 「あれかこれか」 移民者による抵抗と拒 これ 社会の主 は の筋書き 期 待 流

これらふたつの

原則は、

移民者の文化的現実を無視

体 が生まれるのである。 派 否あるいは無視されることは、 よってドイツの主流派文化の基本的価 制文化には多くの人々が加わってい に反発したり無視したりする並行文化や反体制文化 しかも、 こうした並行文化や反 ĸ ・イツ るため、 0) 値観や原則 民主的 彼らに 秩 序に が拒

とって深刻な脅威となるのである

かなり 文化に影響を与えてい らずのうちにだが、 受けるのは移民者だけではない。 な混合物になっていくのである。 ふたつの文化的 れるようになり、 ンティティに〔移住先と母国の〕 すときに育っていく文化である。 ノリ 展が望ましいと思われる。移民文化とは、 これ その文化を身につける結果、 ^ティが他国の文化的マジョリティに交じって暮ら 歴然としている。 らとは別のも ハビトゥス〔習慣による行動様式〕 アイデンティティ自体が、しだいに 移民者の文化もドイツの多数 0 る。 1 ーいわゆる ル このことは、 コ系移民者が、 双方の文化が包含さ 自身の文化的アイデ 両方の文化の影響 移住先の社会に適応 たいていは 「移民文化」 ベ 文化的 ル 知らず 市民の文 IJ ,ンでは 0) マイ 0) 派 特 発 0 知 を 殊

L

豊穣 ば、 化 という願いは、 がら、文化というものは常に変化のプロセスにさらさ わめて大きな影響を与えているのである。 れていることを決して忘れてはならない。そう考えれ ツの主導的文化の解体と呼ぶ人たちもいる。 食の 主導的文化をいつまでも変化させないでおきたい 化 の 一 スタイル、 種と考える人々もいる。一方、これをド 例外なく非現実的なものである。 働き方、 その他 多くのことに、 これを相 しかしな き 互.

もたちにとって大きな困難を伴 うなところではない 再びなじむことは、 る間に彼らは変わってしまっているし、 ドイツで長く暮らした後では、 の結果、彼らにとって、かつての祖国に戻ることは 一方の文化にも他方の文化にも帰属できなくなる。 間に変化しているからである。 ゚い~どころか ^きわめてやっかい~なことになる。 こうした混合文化を体験しているうちに、 たまの休暇の際に知っているだけであり、 ・のだ。 並大抵のことではない。 帰国 母国の文化の仕組みに ٠ أ 故郷はもは 彼らは それはとくに子ど 祖国もまたそ 母 移民者は 国 や昔のよ 外 につ 国に 母国

て、

0

じて習得しただけなのである。 についても、 テレビとか家族との単 -純な私的会話 を通

#### í コス カ ル チ ヤ ĺ 教育の標語 不均質性

徒は、 ジェンダー、 した」。 住したドイツ人の子孫が、 つもりでドイツに来る。 についての意見も多様である。多くの人が、永住する 彼らが属している社会的・経済的環境もまったく異な ことを認識しておかねばならない。 他 本的なこととして「教育というものは、 人たちなどもそうである「ロシア帝国時代にロシアに移 の面で、 ク 教育への関心も違えば、 П その一方、 背景にそれぞれ異なる国家と文化事情をも ス カ きわめて不均質な人間集団が相手である」 成績のレベル、 ル チ 仕事のために短期間だけドイツに来 7 一教育について考察する場合、 ソ連崩壊後に大量にドイツに移 カザフスタンにいたドイツ系 家庭背景、 同化することの善し悪し その上、 いずれにせよ 障がい、 外国人生 その 基

> る。 かわくわくしている子どももいる。 N 者がいる一方で、 宗教 的 に厳格で、 開 無神 放的で、 論的. ドイツで何に出会える 自由 思想を受けつけ

ある。 集団」を相手に仕事をする能力が求められているの とになる。今日、 した彼らとドイツ人の子どもたちが一 るのだから、実に多様な個性をもった集団ができるこ 移民者の子どもたち自身が一様ではない 教師たちは、 このような「不均質な 緒に教育を受け のだ。 そう

ヤー うものである。 うだけでなく、大きく異なる生徒同士を互いに支え合 わせるものでなければならないのだ。「クロ るに今、外国人教育は生徒の不十分な言語 あるいは、 外国人教育学のかつての理念は、 教育」のコンセプトは、 このような生徒集団に適していない。 クロ ス・ カル チャヤ これを実現させようとい もはや十分でない。 教育学が考究する ス スキルを補 カ ル チ

もつ人々が共に生きる場合、 П ス・ 力 ル チ 7 1 教育の その全員を巻き込んだ相 出 発 点は 異なる文化

験をしてきた子どももいれば、

温室育ちの子どももい

もとい

た国で心理的

ラウマを負う体

ク

のは、

異文化間の関係性である。

ヤー 接触についての理 互. ドイツ人もまた外国人と同様、 作 教育学は 用 的学習。 プロ 「各文化は平等に共存しているのであり ニ論 セスが必要である」とする である。 学習プロセスにおいて また、 クロス・カルチ 「異文化

ている。

積

「極的役割を担わねばならない」という前提に基づい

は

場は、 K るわけである 主 調べ学習なのである。このような文化観は、(ドイツの が互いにどう違っているかを学ぶのが、実り多きこの 景をもつ生徒が、異文化を体現しているわけだが、人々 のと捉えるのである。 的な文化概念」である。 おい 導的文化 このアプロー 、ては、 他の文化について調べ学ぶ際に現われる。 他文化圏から来た生徒、 先述したように、これも絶えず変化す チの基礎となるのは、 -による政治的言説とは対極にある。 この学習プロセスにおける正念 文化を絶えず生成変化するも とくに移民の背 先に触り n た 学校 動

要な役割を担ってい 知っていく能力が、 口 ス・ カルチャー る 教育は、 社会の 互. V 0) 調和を維持するために 今日の多元的社会で重 相違点を自ら 積 極的

作

K

0

不可欠になってきているからである。

#### 諸 課 蘏

って、 よりも「上等である」ように見える。これが、まず人 在し、それは質的な上下を測定できるものである」と れるのは、「人類学的な裏づけをもつ民族間の差異が存 を見下す主観的見解のためである。なかでも広く見ら さらには生徒自身ももっている先入見とか未知のも も同様である。 これは相互 いう考え方である。この見地からは、 るとしたら、 重要なのは、 :り出 頭 ない。 イツでの社会的地 理 の中に、 論が優れているだけで、こと足れりというわけで アフガニスタン出身の す。 その 移民者は、 作用的なクロス・カルチャー教育におい それは教育に関係する政治家、 やがて現実の社会構造の中に 理論が実現されるかどうか、 意欲と能力をもつ実践者の存在である。 この理念が教育現場でしばしば失敗 位 その を基準に分類される。 医師は、 出身国」ならびに ある国 イタリア出身の そのために 序 教師、 [は他の 列」を したが 親 親 Ō す 7 玉

向である!

日 工場労働者よりも尊敬されるだろう。 ] 口 出 身の生徒はイスラー ム諸国出身の生徒よ しかし、 概して、

0

りも高くランク付けされる

てい 化的 る。 を分けてしまうことになる。 政治家や教師 たく怠惰で、やる気のない文化がいくつか存在してお 現在も、 そう遠くない過去には、そうだったのである。とはいえ、 もはや生物学的 今日、この「文化的差異の序列化」 る その結果 それらは勤勉できちんとした文化とは大きく違 認識することがより難しくなっている。それが文 側面を理由にしているためである。つまり、 この序列化はもっと隠微なやり方で続いてお その手の言説が、 頭 「人種」 般市民の間にも定着しているのであ 0 单 で、「良い移民」と「悪い 概念に基づいてはいないが まったくもって危険な傾 活字メディアならびに は、 幸いなことに、 「まっ 移民

> だけで特権を占有し拡大していくのである。こうして、 入れるのである。そのようにして、主導文化の人々は 外国文化に関しては自文化と似ているものだけを受け 面がある。 である。こうした思考の土台には、 この差別的思考が学校教育全般にもはびこっている 支配する権利」を守り、 政治傾向というだけではないことである。すなわ 一方で自身の文化をより高く評価し、 彼らの間だけ、 ふたつの特徴的 彼らの仲間内 他方、

を強化する、 ても同様だが 他の人々は無視されることになる。 ド イツの教育システムの中には 少なくとも民族的マイノリティ 常態化したこの文化的レイシズム 移 民政 策に . の 存在 お Vi

軽視させる考え方がいくつかあるように思える。

識と敵意をもって振る舞うかについて十分に考慮して ある種の盲点がある。 力構造、 ないのである。 この点、 異文化に対して人々が互いにどれほど強 クロス・カルチャー教育学の議 国内での富の配分の著しい格差、 力 ースト 複数の文化が存在している場所 的 序列 システムがもたら 論自 政治的 対抗

影響を広げ続けてきた。ここでの問題は、

いうこの

)傾向

は

これまでかなり

Ó

期

間

イ

・ツで

13

それが右派 K

権

新たなイデオロギー

「文化的レイシズム」

の退行

独 どに焦点を当てなければ、 プ内の諸文化間の違 分に重要視されていないか、そもそも含まれてい しなければならないのである。 ことが多い。 裁 )抑圧、 性 の クロス・カルチャー教育学の理念において十 強弱、 さらに男女の不平等な扱いその他の多くの ゆえに、 移 民者 13 何度も繰り返し次のように指摘 0 階級格差、 出身国における特定グループ クロス・カルチャー教育は 「マイノリティ・グル ジェンダー差別 ない な 1

## 観 念的なクロス・ カ ルチャー教育に伴う弊害

N

うまくいかない」と。

11 つまり、 反対のことが起こってしまっているようなのである。 ないところを補 いうと、 前から、 たことが不本意な副次的弊害をもたらし、もうかなり わ K わゆる ツでは、 この問 学校は家庭での「私的な」就学前教育の足 「文化資本」〔経済資本、 教育レベルの低い家庭で育った子どもたちと、 本来は !題に苦しんでいる。どういうことかと い是正するべきなのだが、 「教育の機会均等」とされてき 人脈など社会関係資本以 実際には正

> を受けて入ってきた子どもは皆、学校でも、 どい教育を受けて入学した子どもは皆、うまくいかな 育課程のキャリアが成功するか、 た子どもたちの差異をそのまま受け入れ、その後 礎となるレベルにまで共通に引き上げることになって で能力と才能に応じたさらなる教育を受けるための基 校に当たる初等学校〕では、すべての児童を、 である。 いまま卒業するであろう。 いる。ところが現実には、 っている子どもたちとの間にギャップを生んでいる かを、あらかじめ定めてしまうのである。 「の学歴・教養・文化的環境等の資産」 理論的には、 基礎学校 家庭で何らかの学びの 学校は家庭からもちこまれ 〔Grundschule 日本の小学 あまりうまくい の要件をすべ その後の 中等教 家庭でひ ても か の教 訓

から選択〕。 は基幹学校、 児童の家庭や社会的立場が非常に強く反映される の学校に進む K ・イツの基礎学校はわずか四年であるため、 通常は、 実科学校 のが 最適かについての 子どもの親がこの勧告を拒否する ギムナジウム、 教師の勧告には 貫教育の総合学校

教育でもうまくいく可能性が高

外

どもにドイツ語

現地の文化、

その地での望ましい

振

甪

の就学前学級を始めたのである。

そこでは、 外国人の子ど

意の政策を実行した州もいくつかある。

彼らの らは成績不振者である。学業から落伍する者に占める り分けられてしまうのである。今日、 礎学校入学時点で、ドイツの教育システムの敗者に 困難家庭の子どもであり、 職する」では、 義務教育。 schule 日本の小学校高学年から中学校に相当する五 – 六年制 ドイツの中等教育で最もレベルの低い基幹学校 ことは認められない。 こうした学校選択にまつわる弊害を防ごうという善 %未満である。つまり、 移民者の子どもはほとんどいない。 親が大学進学者である生徒が七〇%以上であり、 割合が不釣り合いに高く、 が見られる。すなわち、 一種の職業教育校で、卒業者の多くは進学せず就 その多くが移民者の子どもである。 八〇%の生徒が移民者家庭ないし経済的 これに関して、 移民者の子どもたちは、 高学歴の家庭の子どもは ドイツのギムナジウム 各種の特殊学校に送 高い かなり問 割合で、 対照的に、 題 (Haupt-0 振 基 あ

ていることなのである。 る舞 してくることを期待しているのである。 望んでおらず、むしろ、すべての児童が同じ文化的 地をもっていることを期待している。 性に取り組み対応していくことを想定していない。 これらの準備クラスは基本的に、子どもたちの不均質 もよい。こうした特別なクラスを教えるには これもまた、 しろ均質化こそが、学校生活入門のこの時期に望まれ 11 訓練を受けた教師が必要だが、そういう人はなかなか 困難さを理解するには、 ないため、 今日、基礎学校では、 V について手ほどきする計画であった。 計画倒れのことが多いのである。その上 現実は理屈通りにはいかなかった。 入学時点で児童が同程 教師 の雇用状況を見るのが 学校は、 準 備 特別 度 その 0)

素

そらくは サービスは、その意図は善いものかもしれない 教育的レベル、そして同じ学習速度を身につけて入学 平等に同じレベルへと高める労苦を引き受けたいとは かしながら、 「教育的正 現実を直視すれば、 義 を志向したも 意図とは反対のこと のであろう。 アラス 児童 お

の思想は、 が起こっているの ともとの文化は必然的に軽視され、 う考えがあるからである。 の文化への統合こそを常に最優先すべきである」とい この思想の 文化的 根底には 「序列化を強化する一因となる。なぜ がわかるはずである。 これに基づけば、 「ホスト国 あるいは抑圧すら (ここではドイツ) とくに均質化 児童 のも

されることになる

ル とって邪魔な存在と見なすならば、 ただ引き受けただけで、 いう点にある。もしも教育が、 とによって、その文化を蔑視するところまでいく〟と に呼吸している文化を切り捨て、無視し、そうするこ 基づいて、子どもたちのもともとの文化、 欠のものである〟と同時に〝単一文化主義の世界観に 民者にとって、生き延びる見通しを得るためには しているのは、 キーそのものである\_5 「こうした同化教育におけるジレンマは、 諸文化を厳格に序列化する文化ヒエラ 彼らを現地の教育システムに 他文化出身の子どもを そんな教育が それが 移民者が現 体 不 移 斏 可

問題の多いこの均質化思想のほかに、学校の機構や

学習指導 がほぼ独占的に教えられたり、 でしばしば見られることである。 行することは論理的必然であろう。これは歴史の授業 育者の内面に文化的傲慢あるいは文化的蔑視すらも 0 ホスト国の観点から解釈される一方、 出 度できあがってしまうと、 身国の歴史は完全に無視されるのである。 導要領にまつわる構 造的 学校内で文化的差別が さまざまな歴史事象が 諸 ホ 問 スト .題も存在する。 移民者の子ども 国 0 歴史だけ 教

# 希望のきざし?

ず、 要な命綱の存在なのである。 に触れた文化の等級づけの諸問題があるにもかかわ るためには不可欠のものでさえある。 ぎらないが、それでもドイツの教育コースにうまく乗 今なお続いている。 述したが、これは中止されたわけではまったくなく の子どもたちに対する同化と補助の努力」について先 就学前学級でのドイツ語 K イツ社会で何とか 期待通りの結果が常に出るとは P 0 レッスンのような「移民者 ドイツ国家は、 ていくにはどうしても必 だからこそ、 移民の背

ある に学べるよう最善の努力をしなければならないので 望むならば、安心して、ゆったりとした気持ちで自由 がドイツ文化を学ぶことを否定することなく、 とも意味する。すなわち、学校教育においては、 てるようにしなければならない。「これはさらに次のこ 援される権利をもっている。 援する責任を明らかにもっている。 景をもつ子どもたちが最良の卒業資格を得て、 つけて自身の才能を生かし、将来への大きな希望をも (T) 成績に応じて適切な職業訓練を受けられるよう支 ドイツの文化を知り、 したがって、彼らに機会 能力とスキルを身に 彼らはこの点で支 、彼らが それぞ 彼ら

と五つ 徐 はまた、 に来た子どもたちが、 子ども !々に正規の学校に組み込まれていくのである。 私が住んでいるライプツィヒには、 荊 の中間学校 他の側面でも各種の支援を受けている 0) )準備学級がある。 (Mittelschule) ここでドイツ語 さまざまな年齢でドイツ に合計 几 干 の準 つの基礎学校 0) 備をして 移 民 彼ら 者

のである。

#### 差異化

「この不均質は、成績優秀な生徒にとっても足かせには 徒をいくつかの同一水準の学習グループに分割)」 教育は不可能なのである。 ればならない。 方ならびに授業内容に違いをもたせる差異化をしなけ れを実現するには、 ないか」と疑義を呈するとともに、 均質なクラスをつくるというのは非現実的な考えでは ならない」と認識することである。しかしながら、こ しろ生徒全員にとってのチャンスである」と見なし 内的な差異化 ク 口 ス・ カルチャー教育学のねらいは、「学年ごとに (各授業において)」と「外的な差異化 差異化がなければ、クロス・カルチャー 教育的配慮をもって、授業の受け 生徒が多様であるゆえに、 「現実の多様性は が必要な

件は、 に想定していなければならないのだ。 なしている。 教え方に違いをもたせる差異化は 全員がそれぞれ異なっている」ことを当然と見 どんな学習グル 1 プも均質ではないと常 差異化の目的は、 「学習 者 の 前 提 条

習環境を提供することである。すなわち、差異化とは できるかぎり多くの生徒に、本人にとっての最高 「学習の個別化」と言ってよい。マンフレート・ベンシ は、 ふたつの領域における差異化について説明して の学

分け 容(生徒の視点)」における多様性②「生徒のグループ (学校、州、 ①「教材の示し方 教師の視点)」または「各グループへの (教師の視点)」 または 「学習内

前者は「内的差異化」と呼ばれ、クロス・カルチャー (生徒の視点)」。

e V

するのである。 この学習グルー 均質性を否定しようというのではなく、多様性をもつ ループの中で各生徒を個別に支援することである。不 質な学習グループを常に設けようとするのとは対照的 い手法と見なされている。「外的差異化」が同水準の均 教育ならびに不均質性を志向する授業において望まし 「内的差異化」の目標は、 プ内の相互協力学習 現にある不均質な学習グ (協同学習)を支援

地、 だからこそ、 能力、関心、 グル 社会化の経験の度合 ープ内 の各生徒が もつ学習上 いがそれぞれ違 0 素

> っていることが、 生徒間の交流を実り豊かなものに

るための利点となる。

それぞれの生徒のニーズに応えることは決してできな た授業や、 異化の必要性を日々体験している。 育する〕を可能にする方法なのである。 合的教育)」〔各人のニーズに応じつつ多様な生徒を合同で教 のである。 さらに言えば、内的差異化は、そもそも「統合教 全員に同じ出来ばえを求めるやり方では 画一的に構成され 教師は、 内的差 育

エデュケーション そういうわけで、現在、 (進歩主義教育)」〔米のジョン・デュー 有名な「プログレッシヴ

時間 ば、 方式を復活させる努力が新たに行われている。 イらによる教育改革運動。 個別学習、 担任制、 教室空間、 週単位の学習計画、 児童の自発的活動を重視する〕の 教科書などを弾力化〕、プロジェ オープン授業〔授業 たとえ

ところの、この「枠にとらわれない教授法」は、 アンネドーレ・プレンゲル 注 5 を参照

クト活動

〔グループごとに課題

(プロジェクト)を定め、そ

のテーマに沿って学習」、

教科横断的授業などである。

ある 状に合わせて具体的に適用しなければならない て幅広いレパ な教授能 をもつ教師を必要とする。 ていなければならない。 人ひとりの能力を正しく評価できる優れ 力が ートリーをもち、 求められる。 さらに、 すなわち、 それ以外に、 さまざまな教授法を. それらを各人の 授業計 教師には た診 画 に 断 ので 巧み 関 能 現 知 カ

i

内

ある。 にどういう社会的環境のもとで生きているのか」とい こうしたものの見方は、学習グループのメンバーを「マ る社会的条件〔への理解〕に結びつけていくのである。 条件が、 方によって、〈平均的生徒〉とか仮想された へと生徒を方向づける教育」をやめようという努力で ノリティの一員なのか、 これらのアプローチに共通する特徴は と見るのではなく、 [多様であるからこそ] 各生徒が、またその社会的 学習した内容と学習法を、 自 それとも多数派に属するの 分の 目 0 他の人が生きてい 前 0 人を 画 〈標準化 「具 的な見 体的

け

#### 異文化間能 力 それ は 教育目 か

単なる夢想か

cultural competence)」である。これは、 伸ばさなければならない。 直かつ友好的に交流する能力である。これをできるだ 異なる背景をもつ他者への理解を深め、 法で個別に支援することだけではない。それに加えて、 つ価値観、 ひとつの目標がある。 していく意欲を養うものでもある。これらすべてには 早い 教育が目指すのは、 的 時期に身につけるには、 差異化その 社会的ルー 他 0 e V ル、 方法を用 わゆる「異文化間能力 生徒を可能 すなわち、 思考パターン、 学校で異文化間 たクロ なかぎり 他文化の人々と率 他者の文化がも 積極的に協同 ス 美意識 最 能 良の 力 力 ル 方 チ

律」において異文化間能力の法的定義をした部分であ 〇年 くない。 K イツでは、 そのひとつは、 月十五 異文化間能力についての公的定義は 日に施 行した ベルリン州 「参加と統合に関 (都市州) が二〇 ける法

う観点で理解することを意味する

を理解できる人へと育てていくことである

り、そこでは諸文化について「奇異な (strange)」とか「違

条第四項第三号で、次のように規定している。「異文化う(different)」文化という表現は避けられている。第一

づいた技術的・社会的能力の一形態である。異文化間価値諸体系、諸表象および諸記号についての知識に基間能力とは、文化的に特徴づけられた諸規則、諸基準、

能力の習得とさらなる研修については、

すべての被雇

化間能力が基本的に考慮されねばならない」て、その適性、資格、技能を評価する際、当人の異文れねばならない。被雇用者の採用ならびに昇進に関し用者に保証され、研修ならびに資格取得対策が与えら

なのである。

次の通りである。だれれでも当てはまる異文化間能力の基本要件は、

知識と経験1. 他の文化・宗教・価値観・社会規範についての

- 9. 他文化に対する探求心、開かれた心、交流への
- 4. 心理的に統合された〔バランスのとれた安定した〕3. 目の前の人の気持ちを理解する共感能力

# 化する思考に対して批判する姿勢5. さまざまな偏見や、外国文化をステレオタイプ

き、その習得を強く望み続けるための自己教育が必要練が必要であり、また異文化間能力に向かって心を開直ちにわかるだろう。その達成のためには忍耐強い訓にとっても、それが容易に達成できるものではないとこのような条件を見れば、どんな教師、親、子ども

にとっての望ましい目標」であると見なされることは、内で、他文化を背景にした人々と共に働き暮らす人々とれだけと言ってよい。これまでのところ、「ドイツ国でがと言ってよい。これまでのところ、「ドイツ国のドイツでは依然として、異文化間能力は主と

らすための有効なツールとしていくべきである。しか間能力を、開かれた心を養い、各自の差別的言動を減めったにない。ゆえに、とくに学校において、異文化

しながら、ドイツの学校では、『異文化間能力への関心』

つまり、

難民の約五○%は国外退去させるということ

年

曺

滯

在許 可

あるい

は強制送還禁止を意味する。

れるにはいたっていないのである 努めること〟ですら、 他文化に関わる際には、 教育目標として広く公に認めら この能 力の 習得に

# 二〇一五年秋以来の新たな課題

基本的な問題は何も変わっていない いくつか細かな部分が変化しているかもしれない 以下で論じることは、二〇一八年半ばの現時点で、

が受理されるかどうかは管理当局にゆだねられた。 受け入れた。しかし、彼らの庇護申請 二〇一五年、ドイツは八十九万人の難民を一時 〔難民認定の申請 的に

になる。 者に対する保護〕 民の地位は認定されないが、 を与えられることになった。 両年で、 二〇一六年の難民の数は三十二万人であった。この そのうちの約二五%が難民としての法的地位 合計約百二十万人の難民がドイツに来たこと が認められる予定となった。 帰国させると迫害が想定される 約二二%が補完的保護 これは

> 教育の年齢にある子どもも多数いる。 である。 難民の六五%が三十歳未満であり、 まだ義

り、それらは最長で二年である。 多くのギムナジウムがそうした準備学級を提供してお 最初に、ドイツ語をまったく知らない子どもたちが クラスに入ることになる。中等教育の学校の大部分と イツ語を学び、必要なレベルに達したならば、 なくともひとつの準備学級がスタートした。そこでは 大きな課題である。 この状況は、 ドイツの学校システムにとって非常に 結果的に、すべての基礎学校で少 通常の

きたのかという点である。 齢期間に、さまざまな避難先で一体どんな経験をして たに学校に加わった子どもや若者たちが、 ればならないかを知ることである。 た子どもたちに地元の学校がどのような対応をしなけ とって何が最も有効なのかを理解し、 現在、学校の調査で特に注意を払っているのは、 調査の目的は、 避難体験を抱え その子らに その就学年 新

が、こうした移動する児童・生徒のニーズにどう応え もともとは定住者用として想定されてい る学校制

らに、 ば、 5 能力にかかわりなく測る評価法が必要なのである。 すます重要になってきている。すなわち、 の言語能力に配慮した成績評価法を開発することがま である。 に依存して授業が行われている現状を変えていくこと ヨーロッパにおける現在の課題は、 新しい移民者に合わせて調整する必要がある。 スを克服し、 れるのか。 生徒の各教科における知識レベルを本人の現地語 学校での教育成果を測定する要素についても、 生徒は多様な言語的背景をもっており、 これ ある言語 は、 困難だが重要な任務である。 〔ここではドイツ語〕に固定的 単一言語のハビト 可能であれ つまり、 彼ら z

今、大いなる責任を担っているのである。
て、現在、多くの調査が行われている。われわれは 市景をもつ教師について、公的教育システムの中での するの出させる努力も重ねられている。また、移民の はいる。また、移民の

〕内は本文・注・

原文英語。

参考文献とも邦訳に際しての補注

#### 原注

 $\widehat{2}$ 

- (1)本稿は二○一七年三月、創価大学で行った講演に基づ
- Pierre Bourdieu, *The State Nobility: Elite Schools in the Field of Power*, trans., Lauretta C. Clough (California: Stanford University Press, 1996). [ピエール・ブルデュー(一九三〇 二〇〇二年)はフランスの社会学者。本書の邦訳は立花英裕訳『国家貴族――エリート教育と書の邦訳は立花英裕訳『国家貴族――エリート教育と書の邦訳は立花英裕訳『国家貴族――エリート教育と書の邦訳は立花英裕訳『国家貴族――エリート教育と書の邦訳は立花英裕訳』を表演を表示して、教えられる教師』でな
- いまでドイツ語を習得させることを教師は目指してルまでドイツ語を習得させることを教師は目指して課程に進むために必要であると教育上定められたレベ課程に選望されているのは語学力である。次の学習

 $\widehat{4}$ 

ければならないのである。

3

5

- Annedore Prengel, Pädagogik der Vielfalt. Verschiedenheit und Gleichberechtigung in Interkultureller, Feministischer und Integrativer Pädagogik 〔多様性の教育学——異文化間教育・男女平等教育・統合教育における多様性と平 間教育・男女平等教育・統合教育における多様性と平 電台 (3rd edition, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2006), 76. 「アンネドーレ・プレンゲルは、現代ドイツの教育学者〕
- (6) 同書、同頁。
- 幹学校(Hauptschule)と実科学校(Realschule)がひと(7)ライプツィヒがあるザクセン州では、中間学校とは基

- る。六年制〕 業生はさらに上級の職業学校や専門大学にも進学でき業生はさらに上級の職業学校や専門大学にも進学できれ学校は、基幹学校と同様に職業教育校であるが、卒科学校は、基幹学校と同様に職業教育校のことである。〔実
- (8) Manfred Bönsch, Differenzierung in Schule und Unterricht [学校と授業における差異化] (München: Oldenbourg Schulbuchverlag, 1995). [マンフレート・ベンシュは、 現代ドイツの教育学者]

### 参考文献

- Gogolin, Ingrid and Marianne Krüger-Potratz. 2010. Einführung in die Imerkulturelle Pödagogik [異文化間教育入門]. 2nd edition, Opladen & Farmington Hills, MI: Verlag Barbara Budrich.
- Gomolla, Mechtild. 2005. Schulentwicklung in der Einwanderungsgesellschaft: Strategien gegen institutionelle Diskriminierung in England, Deutschland und in der Schweiz [移 民社会における学校改革——制度的差別の克服:イギ リス、ドイツ、スイスの事例]. Münster: Waxmann.
- Holzbrecher, Alfred. 2004. Interkulturelle Pädagogik [異文化間教育]. Berlin: Cornelsen.
- Karakaşoğlu, Yasemin., Mirja Gruhn, and Anna Wojciechowicz.
  2011. Interkulturelle Schulentwicklung unter der Lupe:
  (Inter-) Nationale Impulse und Herausforderungen für Steuerungsstrategien in Bremen [異文化間教育のための

- 戦:ブレーメンの事例]. Münster: Waxmann. 学校改革の実際――国家(間)感情とその制御への挑
- KMK〔常設各州文部大臣会議〕: "Integration als Chance 続合——さらなる機会均等へ共に〕."
- KMK. Accessed 2 June, 2018. https://www.kmk.org/presse/ pressearchiv/mitteilung/integration-als-chance-gemeinsam-fuer-mehr-chancengerechtigkeit.html
- Krüger-Potratz, Marianne. 2005. Interkulturelle Bildung. Eine Einführung [異文化間教育序説]. Münster, New York,
- München, and Berlin: Waxmann.

  Luhmann, Niklas. 1995. "Inklusion und Exklusion[包摂と排除]."

  In Soziologische Aufklärung 6: Die Soziologie und der Mensch [社会学的啓蒙6——社会学と人間], edited by
- Niklas Luhmann, 237-264. Opladen: Westdeutscher Verlag. Nieke, W. 2008. Interkulturelle Erziehung und Bildung. Wertorientierungen im Alltag [異文化間の教育と人間形成——日常生活における価値傾向]. 3rd edition, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Pries, Ludger. 2015. "Teilhabe in der Migrationsgesellschaft: Zwischen Assimilation und Abschaffung des Integrationsbegriffs [移民社会への参画:「同化」と「統合理念廃止」 の間で ]." *IMIS-Beiträge* 47/2015: 7-36. Accessed 2 June, 2018. https://www.imis.uni-osnabrueck.de/fileadmin 4\_Publikationen/PDFs/imis47.pdf

- Rotter, Carolin. 2013. "Interkulturelle Schulentwicklung-Fortschreibung einer Differenzsetzung? [異文化間教育のための学校改革——違いは存続したままか?]" In Erziehung und Bildung in der Weltgesellschaft: Festschrift für Christel Adick [\*世界社会』における教育と人間形成:クリステル・アディック博士記念論文集], edited by Sabine Hornberg, Claudia Richter, and Carolin Rotter, 151–166. Münster, München and Berlin: Waxmann.
- Schlee, Jörg. 2014. Schulentwicklung gescheitert: Die falschen Versprechen der Bildungsreformer [学校改革は失敗した: 教育改革者たちの空約束]. Stuttgart: Kohlhammer.
- Seitz, Stefan. 2006. Migrantenkinder und positive Schulleistungen [「移民の子どもたち」と「実りある学校教育」]. Bad Heilbrunn: Julius Klinkhardt.
- \_\_\_\_\_. 2008. Der Lehrer als Innovator von Schule: Ein neues Professionsverständnis? [学校変革者としての教師:新
- Stichweh, Rudolf. 2005. Inklusion und Exklusion. Studien zur Gesellschaftstheorie [包摂と排除:その社会理論の考察]. Bielefeld: transcript.
- … 2009. "Leitgesichtspunkte einer Soziologie der Inklusion und Exklusion. [包摂と排除の社会学」の主要観点]." In Inklusion und Exklusion. Analysen zur Sozialstruktur und sozialen Ungleichheit [包摂と排除——社会構造と社会の方式という。

- Windolf, 29-42. Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften
- von Bargen, Imke. 2014. Lehrkräfte in einer globalisierten Welt: Eine länderübergreifende Studie zu ihrem beruflichen Selbstverständnis [グローバル化された世界における教師: その職業的自画像についての国際研究]. Wiesbaden: Springer Fachmedien Wiesbaden GmbH.

(Barbara Drinck /ライプツィヒ大学教授